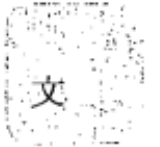


湯河原町告示第**6**号

湯河原海辺公園ドッグラン使用要綱（平成 28 年湯河原町告示第 62 号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原海辺公園ドッグラン使用要綱の一部を改正する告示

湯河原海辺公園ドッグラン使用要綱（平成 28 年湯河原町告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、湯河原町都市公園条例（昭和41年湯河原町条例第10号。以下「条例」という。）及び湯河原町都市公園条例施行規則（平成12年湯河原町規則第19号。以下「規則」という。）の規定に基づき」を削る。

第 2 条中「で、次条第 1 号の規定によりドッグランの使用の登録をした者及びその家族又は同条第 2 号の規定により申請し、許可を受けた者」を削る。

第 3 条及び第 4 条を削る。

第 5 条中第 5 号を削り、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第12号中「備付けのペットボトルに入った」を「飼い主が」に改め、同号を同条第11号とし、同条第13号から第17号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第18号中「使用すること」の次に「（駐車時間は 2 時間以内とする。）」を加え、同号を同条第17号とし、同条第19号を削り、同条20号中「町及び管理員」を「町職員」に改め、同号を同条第18号とし、同条第21号を同条第19号とし、同条を第 3 条とする。

第 6 条を次のとおり改める。

（使用の禁止又は制限）

第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の禁止

し、又は制限することができる。

- (1) 同じ犬が、何度も咬傷事故を起こした場合
- (2) 前条各号に規定する事故を遵守しない場合
- (3) ドッグランに関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
- (4) ドッグランの破損その他の事由により使用が危険であると認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ドッグランの管理上必要がある場合

第6条を削り、第7条を第5条とする。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。